



県章

山形県公報

令和6年10月29日（火）

第550号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

- 山形県健康増進法の施行に関する規則の一部を改正する規則…（がん対策・健康長寿日本一推進課）…1062
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則…（建築住宅課）…1066

告示

- 鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新…（みどり自然課）…1067
- 鳥獣保護区の名称の変更及び存続期間の更新…（同）…同
- 鳥獣保護区の存続期間の更新…（同）…1068
- 特別保護地区の指定…（同）…1071
- 昭和39年3月県告示第227号（鳥獣保護区設定）の一部改正…（同）…同
- 昭和39年10月県告示第1001号（鳥獣保護区設定）の一部改正…（同）…1072
- 昭和49年10月県告示第1603号（鳥獣保護区設定）の一部改正…（同）…1073
- 昭和49年10月県告示第1604号（鳥獣保護区設定）の一部改正…（同）…同
- 昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区設定）の一部改正…（同）…同
- 特定猟具使用禁止区域の指定…（同）…1074
- 指定居宅サービス事業者の指定…（村山総合支庁地域健康福祉課）…1075
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止…（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止…（同）…1076
- 争議行為を行う旨の通知…（雇用・産業人材育成課）…同
- 公共測量の終了の通知…（農村計画課）…1078
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了…（庄内総合支庁農村計画課）…1079
- 農用地利用集積等促進計画の認可…（農村整備課）…同

教育委員会関係

規則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…同

海区漁業調整委員会関係

指示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限…1080
- 火光利用による一本釣漁業の制限…1081

公告

- 特定調達契約に係る落札者の公告…（会計局）…同
- 令和7年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集…（教育委員会）…1082
- 特定調達契約に係る落札者の公告…（中央病院）…1091

規 則

山形県健康増進法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第67号

山形県健康増進法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県健康増進法の施行に関する規則（平成17年3月県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「**四**」を削る。

別記様式第2号(1)及び別記様式第2号(2)を次のように改める。

様式第2号(1)

給食施設栄養管理状況報告書

（病院・診療所、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設及び社会福祉施設用）

年 月 日

保健所長 殿

施設の名称

所 在 地

管理者氏名

電話番号（ ） ー

給食施設の現況及び栄養管理状況を次のとおり報告します。

1	設置者の氏名又は名称及び代表者氏名					
2	設置者の住所又は主たる事務所の所在地	〒 ー				
3	給食施設の種類	☐ 病院・診療所（許可病床数 床） ☐ 介護老人保健施設（入所定員数 人） ☐ 介護医療院（入所定員数 人） ☐ 老人福祉施設（入所定員数 人） ☐ 社会福祉施設（入所定員数 人）				
4	運 営 形 態	調 理 方 式	☐ 施設内調理 ☐ 一部施設外調理 ☐ その他			
		委 託	☐ 有 ☐ 無（有の場合は委託内容及び委託先名称を記入すること。）			
		委 託 内 容	☐ 献立作成 ☐ 発注 ☐ 調理 ☐ 盛付 ☐ 配膳 ☐ 食器等洗浄 ☐ その他（ ）			
		委 託 先 名 称				
5	従 事 者	区 分	人数	うち常勤者の人数	常勤者氏名	非常勤者氏名
		管理栄養士	施設職員	人 人		
			委託先職員	人 人		
		栄 養 士	施設職員	人 人		
			委託先職員	人 人		
		調 理 師		人 人		
		調理師以外の調理従事者		人		
		そ の 他		人		
6	健康増進法第21条第1項の規定による指定	☐ 有 ☐ 無（指定番号 号）				
7	衛 生 管 理 体 制	HACCPに沿った衛生管理の実施 ☐ 有 ☐ 無				
8	非 常 時 危 機 管 理 対 策	災害時における食事提供マニュアルの整備 ☐ 有 ☐ 無 備蓄食 ☐ 有 ☐ 無 備蓄量()人分を()回・食分				

	食事の種類及び 給食数	一般食	特別食又は 療養食	デイケア・デイ サービス等	その他 ()	小計	職員食	合計	
9	朝食（食）								
	昼食（食）								
	夕食（食）								
	その他（食）								
	1日合計（食）								
10	1人1日当たり給食材料費		円						
11	報告書作成者		所属 職名 氏名 電話番号 () -						
12	管理栄養士等が多職 種連携により行う 栄養改善の実施		☐ 有病者の治療 ☐ 摂食嚥下機能の改善 ☐ 適正体重者の増加 ☐ 食事摂取の適正化 ☐ 利用者の満足度の向上 ☐ 品質管理の向上 ☐ その他 ()						
13	栄養管理等に関する 連携体制		☐ 有 ☐ 無（有の場合は連絡先及び内容を記入すること。）						
			連携先	☐ 医療機関 ☐ 福祉施設 ☐ 市町村 ☐ その他 ()					
			内容	☐ 入院（入所）前の情報入手 ☐ 退院（退所）時の情報提供 ☐ その他 ()					
14	約束食事箋		☐ 有 ☐ 無（最終改定 年 月 日）						
15	基本となる食事の種類（食）の給与栄養目標量等の状況 給与栄養目標量の最終改定 年 月 日								
		エネルギー (キロカロリー)	たんぱく質 (グラム)	脂 質 (グラム)	炭水化物 (グラム)	食塩相当量 (グラム)	脂肪エネルギー 比率 (%) $c \times 9 / a \times 100$	炭水化物エネ ルギー比率 (%) $d \times 4 / a \times 100$	
	給 与 栄 養 目 標 量								
	給 与 栄 養 量	a	b	c	d	e			
16	栄養指導 ☐ 有 ☐ 無（有の場合は栄養指導の状況を記入すること。）								
	内 容	個 別 指 導			集 団 指 導				
		件数（件）			回数（回）			延べ人数（人）	
	糖 尿 病								
	腎 臓 病								
	高 血 圧 症								
	脂 質 異 常 症								
	心 臓 病								
	肥 満 症								
	合 計								
17	健康及び栄養に関する情報の提供 ☐ 有 ☐ 無（有の場合は該当項目を選択すること。）								
	☐ 献立表の掲示								
	☐ 献立表の栄養成分表示 ☐ エネルギー ☐ たんぱく質 ☐ 脂質 ☐ 炭水化物 ☐ 食塩相当量 ☐ その他 ()								
	☐ レシピの提供 ☐ ポスターの掲示 ☐ 卓上メモの掲示 ☐ リーフレット等の配布 ☐ その他 ()								
18	栄養給食管理の目標・方針								

19	栄養管理等で効果を上げている事例
20	施設における栄養給食管理上の課題等

様式第2号(2)

給食施設栄養管理状況報告書

(学校、児童福祉施設、事業所、寄宿舍、矯正施設、自衛隊、一般給食センターその他の給食施設用)

年 月 日

保健所長 殿

施設の名称

所在地

管理者氏名

電話番号（ ）－

給食施設の現況及び栄養管理状況を次のとおり報告します。

1	設置者の氏名又は名称及び代表者氏名						
2	設置者の住所又は主たる事務所の所在地	〒－					
3	給食施設の種類	☐ 学校 ☐ 児童福祉施設 ☐ 事業所（従業員数 人） ☐ 寄宿舍 ☐ 矯正施設 ☐ 自衛隊 ☐ 一般給食センター ☐ その他（ ）					
4	運 営 形 態	調 理 方 式	☐ 施設内調理 ☐ 一部施設外調理 ☐ その他				
			☐ 有 ☐ 無（有の場合は委託内容及び委託先名称を記入すること。）				
		委 託	委 託 内 容	☐ 献立作成 ☐ 発注 ☐ 調理 ☐ 盛付 ☐ 配膳 ☐ 食器等洗浄 ☐ その他（ ）			
			委託先名称				
5	従 事 者	区 分		人数		常勤者氏名	非常勤者氏名
				うち常勤者の人数			
		管理栄養士	施 設 職 員	人	人		
			委託先職員	人	人		
		栄 養 士	施 設 職 員	人	人		
			委託先職員	人	人		
		調 理 師		人	人		
		調理師以外の調理従事者		人			
		そ の 他		人			
6	健康増進法第21条第1項の規定による指定	☐ 有 ☐ 無（指定番号 号）					
7	衛 生 管 理 体 制	HACCPに沿った衛生管理の実施 ☐ 有 ☐ 無					
8	非 常 時 危 機 管 理 対 策	災害時における食事提供マニュアルの整備 ☐ 有 ☐ 無					
		備蓄食 ☐ 有 ☐ 無 備蓄量（ ）人分を（ ）回・食分					
9	給 食 定 員 数	人					
10	給 食 形 態	☐ 単一献立 ☐ 選択メニュー（頻度 ） ☐ カフェテリア（頻度 ） ☐ その他（ ）					

	食事の種類及び 給 食 数	給 食 提 供 区 分								合 計								
		3歳未満	3歳以上	児童・生徒	成人	その他 ()	小計	職員 (事業所以外)	その他 ()									
11	朝食（食）																	
	昼食（食）																	
	夕食（食）																	
	その他（食）																	
	1日合計（食）																	
12	1人1日当たり給食材料費	円																
13	報 告 書 作 成 者	所属 職名 氏名 電話番号 () -																
14	身体の状況及び生活習慣の把握																	
	☐ 肥満	利用者 ()人中 ()人 ()%	判定方法			☐ BMI ☐ 幼児身長体重曲線 ☐ 学校保健統計調査方式 ☐ その他 ()												
	☐ やせ	利用者 ()人中 ()人 ()%	判定方法			☐ BMI ☐ 幼児身長体重曲線 ☐ 学校保健統計調査方式 ☐ その他 ()												
	☐ その他	☐ アレルギー ☐ 食事内容 ☐ 間食 ☐ 飲酒 ☐ 喫煙 ☐ 運動 ☐ その他 ()																
15	栄養指導 ☐ 有 ☐ 無（有の場合は栄養指導の状況を記入すること。）																	
	内 容		個 別 指 導		集 団 指 導													
			件数（件）		回数（回）		延べ人数（人）											
	合 計																	
16	健康及び栄養に関する情報の提供 ☐ 有 ☐ 無（有の場合は該当項目を選択すること。）																	
	☐ 献立表の掲示																	
	☐ 献立表の栄養成分表示 ☐ エネルギー ☐ たんぱく質 ☐ 脂質 ☐ 炭水化物 ☐ 食塩相当量 ☐ その他 ()																	
	☐ レシピの提供 ☐ ポスターの掲示 ☐ 卓上メモの掲示 ☐ リーフレット等の配布																	
17	基本となる食事の種類（食）の給与栄養目標量等の状況																	
	給与栄養目標量の最終改定 年 月 日																	
				エネルギー (キロカロリー)	たんぱく質 (グラム)	脂 質 (グラム)	炭水化物 (グラム)	食塩相当量 (グラム)	脂肪エネルギー 比率 (%) $c \times 9 / a \times 100$	炭水化物エネ ルギー比率 (%) $d \times 4 / a \times 100$								
	給 与 栄 養 目 標 量																	
17	給 与 栄 養 量			a	b	c	d	e										

18	食品構成			19	栄養給食管理の目標・方針	
	区分	1人1日当たり（グラム）				
	食品群別	施設内目標値	純摂取量	食塩相当量		
	穀類					
	いも及びでんぷん類					
	砂糖及び甘味類					
	豆類					
	種実類				20	栄養管理等で効果を上げている事例
	野菜類					
	果実類					
	きのこ類					
	藻類					
	魚介類					
	肉類					
	卵類					
	乳類				21	施設における栄養給食管理上の課題等
	油脂類					
	菓子類					
	嗜好飲料類					
	調味料及び香辛料類					
	計					

別記様式第3号中

1 学校	2 病院	3 診療所	4 介護療養型医療施設
5 介護老人保健施設	6 介護医療院	7 老人福祉施設	
8 児童福祉施設	9 社会福祉施設		
10 事業所	11 寄宿舍	12 矯正施設	13 自衛隊
14 一般給食センター	15 その他（		）

を

☐ 1 学校	☐ 2 病院	☐ 3 診療所
☐ 4 介護老人保健施設	☐ 5 介護医療院	☐ 6 老人福祉施設
☐ 7 児童福祉施設	☐ 8 社会福祉施設	☐ 9 事業所
☐ 10 寄宿舍	☐ 11 矯正施設	☐ 12 自衛隊
☐ 13 一般給食センター	☐ 14 その他（	）

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号及び別記様式第3号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第68号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和37年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改め、同条第3号中「第18条第21項」を「第18条第30項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

告 示

山形県告示第749号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び同条第7項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域を変更し、及び存続期間を更新する。

令和6年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 小国鳥獣保護区（西置賜郡小国町）
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的
小国鳥獣保護区は、小国町の中心部から南西側に位置し、標高500メートル前後の低山が連なる丘陵地帯で、ミズナラやコナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ、カラマツ林等が混在する変化に富んだ林相となっている。周囲には、荒川や足水川等の河川が流れ、ツキノワグマやニホンカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した区域となっている。
このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
 - (3) 管理方針
 - イ 鳥獣保護管理員等による区域内の定期的な巡視や鳥獣のモニタリング調査等を通して区域内の鳥獣の生息環境の把握に努める。
 - ロ 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことがないよう留意する。

山形県告示第750号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び同条第7項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の名称を変更し、及び存続期間を更新する。

令和6年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 金峯鳥獣保護区（鶴岡市）
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的
金峯鳥獣保護区は、庄内海浜県立自然公園地内にあり、標高471メートルの金峯山を中心にした緩やかな地形が続いている里山地域である。植生はコナラ群落、ブナーミズナラ群落、ブナーチシマザサ群落等の自然植生が中心であるが、アカマツ群落、スギ植林等も見られ豊かな自然環境である。そのため、カッコウ、キジバト、ニホンカモシカをはじめとする多様な鳥獣が生息している。また、鶴岡市郊外に位置していることにより、山岳宗教の霊山とされていた金峯山には新緑や紅葉の季節には多くの人がハイキングや登山に訪れるなど、一年を通して鶴岡市民の憩いの場所となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護

及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第751号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和6年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 東沢公園鳥獣保護区（村山市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
(4) 保護に関する指針
 - イ 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
 - ロ 鳥獣保護区の指定目的
東沢公園鳥獣保護区は、村山市の東側にある標高1,015メートルの甌岳の西側に位置し、都市公園として整備された「東沢公園」を中心とする区域である。同公園内の東沢ため池、湯沢沼、大沢貯水池等の池沼には、マガモやカルガモ等が多く飛来し、一年を通して、地域住民が自然に親しむことができる区域となっている。
このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
 - ハ 管理方針
 - (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - (ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
 - (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- 2 (1) 名 称 八向山鳥獣保護区（新庄市及び最上郡戸沢村）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
(4) 保護に関する指針
 - イ 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - ロ 鳥獣保護区の指定目的
八向山鳥獣保護区は、新庄市と戸沢村の境界に位置し、標高206メートルの八向山を中心とした区域である。周囲三方を最上川、鮭川、升形川に囲まれ、スギ・アカマツ林等針葉樹林の中にコナラ等の広葉樹林が混在し、一部崖地等の急峻な地形や沼、草地を含んだ変化に富んだ区域で、特別天然記念物のニホンカモシカをはじめアナグマ、テン、キツネ、キジ、ヤマドリ等森林鳥獣の生息に適した区域となっている。

る。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

- 3 (1) 名 称 白川鳥獣保護区（西置賜郡飯豊町）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

白川鳥獣保護区は、飯豊町の中央部に位置し、周囲を標高500メートルから600メートル前後の山々に囲まれた白川湖を中心とする区域である。コナラ、ミズナラ等の広葉樹林を主体に、スギ、アカマツ等の針葉樹林が混在し、白川湖とあわせて、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等森林鳥獣の生息に適した区域となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による定期的な巡視により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

- 4 (1) 名 称 岡山、井岡鳥獣保護区（鶴岡市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

岡山、井岡鳥獣保護区は、鶴岡市の市街地南西約4キロメートルの位置にあり、南側は、庄内海浜県立自然公園に隣接している。周囲を水田と住宅地に囲まれる中に、コナラ等の広葉樹林とスギ等の針葉樹林が混在し、キジ、ヤマガラ等森林鳥獣にとって貴重な区域となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め

る。

(ロ) 利用者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

5 (1) 名 称 高館山鳥獣保護区（鶴岡市）

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

高館山鳥獣保護区は、鶴岡市の西側に位置する庄内海浜県立公園地内にあり、標高273メートルの高館山は、低山ながらブナの自然林が見られ、鳥獣の生息に適した良好な植生となっており、ノウサギ、ニホンリスをはじめとする多様な鳥獣相が見られるとともに、冬期には、オジロワシ、オオワシ等の希少鳥類の生息も確認されているため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場として確保していく必要がある。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

(イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

6 (1) 名 称 清川鳥獣保護区（東田川郡庄内町）

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

清川鳥獣保護区は、庄内町の北部に位置し、最上川と立谷沢川の合流点に隣接し、植生はスギ、アカマツを主体とした常緑針葉樹林となっている。清川地区の集落に隣接し、清河神社、御諸皇子神社のほか、清河八郎記念館など地域住民の憩いの場として活用されている区域であるとともに、カケスやヤマドリ等身近な鳥類を観察しながら自然に親しむことが出来る重要な区域である。また、古くから地元住民が憩いの場として活用してきた区域であるため、銃声等による生息環境の悪化等により、豊かで身近な鳥獣の生息が損なわれることを防ぐ必要がある。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

(イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

- (ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第752号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、小国鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

令和 6 年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 小国特別保護地区（西置賜郡小国町）
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

小国鳥獣保護区は、小国町の中心部から南西側に位置し、標高500メートル前後の低山が連なる丘陵地帯で、ミズナラやコナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ、カラマツ林等が混在する変化に富んだ林相となっている。周囲には、荒川や足水川等の河川が流れ、ツキノワグマやニホンカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣が多数生息している。

当該区域は、険しい地形でブナ、ナラ等が自然林の状態にあり、鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

イ 鳥獣保護管理員等によるモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことがないよう留意する。

山形県告示第753号

昭和39年 3 月県告示第227号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和 6 年11月 1 日から施行する。

令和 6 年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第 3 項中「平成26年11月 1 日から平成36年10月31日まで」を「令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで」に改め、第 4 項第 2 号中「ニホンツキノワグマ」を「ツキノワグマ」に、「地域」を「区域」に、「から、」を「から、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 1 項に規定する」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 管理方針

イ 鳥獣保護管理員等による区域内の定期的な巡視や鳥獣のモニタリング調査等を通して区域内の鳥獣の生息環境の把握に努める。

ロ 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことがないよう留意する。

山形県告示第754号

昭和39年10月県告示第1001号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

東沢公園鳥獣保護区の項第3項中「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日まで」に改める。

東沢公園鳥獣保護区の項第4項第2号中「通じて」を「通して」に、「地域と」を「区域と」に、「当該地域」を「当該区域」に、「から、」を「から、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

八向山鳥獣保護区の項第3項中「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日まで」に改める。

八向山鳥獣保護区の項第4項第2号中「地域」を「区域」に、「ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドキツネ」を「アナグマ、テン、キツネ」に、「から、」を「から、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

金峰鳥獣保護区の項第1項中「金峰鳥獣保護区」を「金峯鳥獣保護区」に改める。

金峰鳥獣保護区の項第3項中「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日まで」に改める。

金峰鳥獣保護区の項第4項第2号中「金峰鳥獣保護区」を「金峯鳥獣保護区」に、「458メートル」を「471メートル」に、「金峰山」を「金峯山」に改め、「一部金峰神社の関係で」を削り、「通じて」を「通して」に、「当該地域」を「当該区域」に、「から、」を「から、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

清川鳥獣保護区の項第3項中「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日まで」に改める。

清川鳥獣保護区の項第4項第2号中「地域である」を「区域である」に、「当該地域」を「当該区域」に、「から、」を「から、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や

現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

- ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第755号

昭和49年10月県告示第1603号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和 6 年11月 1 日から施行する。
令和 6 年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第 3 項中「平成26年11月 1 日から平成36年10月31日まで」を「令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで」に改め、第 4 項第 2 号中「500～600メートル」を「500メートルから600メートル」に、「ニホンツキノワグマ」を「ツキノワグマ」に、「地域」を「区域」に、「から、」を「から、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 1 項に規定する」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による定期的な巡視により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第756号

昭和49年10月県告示第1604号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和 6 年11月 1 日から施行する。
令和 6 年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第 3 項中「平成26年11月 1 日から平成36年10月31日まで」を「令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで」に改め、第 4 項第 2 号中「カルガモ、キジ」を「キジ、ヤマガラ」に、「地域」を「区域」に、「から、」を「から、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 1 項に規定する」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 利用者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第757号

昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和 6 年11月 1 日から施行する。
令和 6 年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第 1 項第 4 号ロ中「第28条第 1 項」を「（平成14年法律第88号）第28条第 1 項」に改め、第 4 項第 3 号中「平成26年11月 1 日から平成36年10月31日まで」を「令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで」に改め、同項第 4 号ロ中「274メートル」を「273メートル」に、「トウホクノウサギ、ヒヨドリ」を「ノウサギ、ニホンリス」に、「ともに、」を「ともに、冬期には、」に、「地域」を「区域」に、「から、」を「から、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第 1 項に規定する」に改め、同号に次のように加える。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動

や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第758号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和6年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 北山特定猟具使用禁止区域（村山市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 西山特定猟具使用禁止区域（村山市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 山元特定猟具使用禁止区域（天童市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 板橋沼特定猟具使用禁止区域（尾花沢市及び北村山郡大石田町）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 升形特定猟具使用禁止区域（新庄市及び最上郡鮭川村）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名 称 希望が丘特定猟具使用禁止区域（東置賜郡川西町及び西置賜郡飯豊町）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 荒川特定猟具使用禁止区域（西置賜郡小国町）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 櫛代特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 9

(1) 名 称

庄内空港特定猟具使用禁止区域（鶴岡市及び酒田市）

(2) 区 域

別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間

令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器
- 10

(1) 名 称

小出沼特定猟具使用禁止区域（酒田市及び東田川郡庄内町）

(2) 区 域

別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間

令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器
- 11

(1) 名 称

藤崎特定猟具使用禁止区域（酒田市及び飽海郡遊佐町）

(2) 区 域

別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間

令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器
- 12

(1) 名 称

当山特定猟具使用禁止区域（飽海郡遊佐町）

(2) 区 域

別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間

令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器
- 13

(1) 名 称

吹浦特定猟具使用禁止区域（飽海郡遊佐町）

(2) 区 域

別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間

令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

山形県告示第759号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 6 年10月29 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人ベテスタ	訪問介護ベテスタ 村山市大字湯野沢1922番地 2	訪 問 介 護	令和 6. 10. 1

山形県告示第760号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 6 年10月29 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社コスモス薬局	株式会社コスモス薬局湯野沢店 村山市大字湯野沢字郷1897番12号	居宅療養管理指導	令和 6. 9. 30
社会福祉法人悠々会	デイサービスセンターいずみ 寒河江市字上河原241番地	通 所 介 護	同

山形県告示第761号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社コスモス薬局	株式会社コスモス薬局湯野沢店 村山市大字湯野沢字郷1897番12号	介護予防居宅療養 管理指導	令和 6. 9. 30

山形県告示第762号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長鶴巻学から、争議行為を行うことについて、令和6年10月21日次のとおり通知があった。

令和6年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

2 期 間

令和6年11月6日以降事件解決の日まで

3 場 所

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

医療生活協同組合やまがた

住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院附属クリニック

鶴岡市文園町11番3号

医療生活協同組合やまがた

メディカルフィットネスV i V i D

同

医療生活協同組合やまがた

おひさま協立歯科

同 日枝字海老島159番地1

医療生活協同組合やまがた

訪問看護ステーションきずな

同

医療生活協同組合やまがた

ひとみ保育園

同

医療生活協同組合やまがた

協立ケアプランセンターふたば

同 双葉町13番45号

医療生活協同組合やまがた

協立ケアプランセンターわかば

同

医療生活協同組合やまがた

協立ショートステイセンターふたば

同 日枝字海老島64番地

医療生活協同組合やまがた

介護療養型老人保健施設せせらぎ

同 文園町9番34号

医療生活協同組合やまがた

小規模多機能型住宅介護事業かがやき

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8

医療生活協同組合やまがた

サポートセンターあさひ

鶴岡市熊出字日鍵31番地3

医療生活協同組合やまがた

グループホーム和楽居	同	日枝字海老島63番地 5
医療生活協同組合やまがた		
小規模多機能施設くしびき	同	上山添神明前42番 1 号
医療生活協同組合やまがた		
しろにし診療所		山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた		
居宅介護支援事業所虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
住宅型有料老人ホーム協同の家虹	同	北町三丁目 1 番37号
医療生活協同組合やまがた		
デイサービス虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
ヘルパーステーション虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
本部		鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	同	民田字代家田100番地 1
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同	
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同	
社会福祉法人山形虹の会		
グループホームかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会		
山形虹の会訪問入浴サービス	同	
社会福祉法人山形虹の会		
ショートステイかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会		
特別養護老人ホームかけはし	同	99番地 1
社会福祉法人山形虹の会		
ショートステイかけはし 2 号館	同	
医療法人健友会		
有料老人ホームてんまの家		酒田市中町三丁目 2 番21号
医療法人健友会		
訪問看護ステーションスワン	同	5 番23号
医療法人健友会		
認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同	2 番21号
医療法人健友会		
介護予防特化型通所介護あゆみ	同	北新町一丁目 1 番21号
医療法人健友会		
本間なかまちクリニック	同	中町三丁目 4 番12号
医療法人健友会		
本間病院	同	5 番23号
医療法人健友会		
本間病院居宅介護支援事業所	同	
医療法人健友会		
介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会		
酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
医療法人健友会		

高見台クリニック	同	高見台一丁目13番14号
酒田健康生活協同組合		
健生ふれあいクリニック	同	泉町1番16号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海酒田リハビリテーション病院	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会		
山形済生病院		山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院		
小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
社会医療法人松柏会		
至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
社会医療法人松柏会		
至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	
社会医療法人松柏会		
至誠堂ケアプランセンターみらい	同	旅籠町一丁目7番23号
社会医療法人松柏会		
わかばクリニック	同	
社会医療法人松柏会		
地域包括支援センターかがやき	同	
社会医療法人松柏会		
介護療養型老人保健施設木の実	同	
社会医療法人松柏会		
サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち	同	
社会医療法人松柏会		
至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番地5
社会医療法人松柏会		
至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会		
篠田総合病院		山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会		
千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会		
天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会		
山形さくら町病院		山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会		
かみのやま病院		上山市金谷字下河原1370番地
社会医療法人二本松会		
介護老人保健施設かなやの里	同	

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第763号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市高坂、青龍寺、民田、日枝、井岡及び番田地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和 4 年 9 月12日から令和 5 年 3 月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第764号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。
令和 6 年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業	黒 岩 堰	令和 5 年11月30日
経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業	坂 野 辺	令和 6 年 3 月15日
県 営 か ん が い 排 水 事 業	廿 六 木 堰	令和 6 年 3 月18日
県 営 か ん が い 排 水 事 業	上 堰 ・ 八 力 村 堰	令和 6 年 3 月19日

山形県告示第765号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。
令和 6 年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
河 北 町	3 者	西村山郡河北町谷地字十二堂366番 1 ほか 6 筆
舟 形 町	1 者	最上郡舟形町富田字富田192番 1 ほか 2 筆
鶴 岡 市	1 者	鶴岡市菱津字沼向37番ほか10筆

2 認可年月日
令和 6 年10月10日

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年10月29日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会規則第15号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	同	寒河江工業高等学校	工 業	機 械	募集停止				を
				電子機械	募集停止				
				情報技術	募集停止				
				メカニカルエンジニア	40				
				ロボットエンジニア	40				
				I Tエンジニア	40				

同	寒河江工業高等学校	工 業	メカニカルエンジニア	40				に改める。
			ロボットエンジニア	40				
			I Tエンジニア	40				

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

海区漁業調整委員会関係

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第 2 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に来遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

令和 6 年10月29 日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

令和 6 年12月 1 日から令和 7 年 1 月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県漁業調整規則（令和 2 年県規則第66号）第45条第 1 項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

海 域	採 捕 方 法
水深30メートル以浅の沿岸海域	海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。）

山形海区漁業調整委員会指示第 3 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定により、山形県沖合における火光利用による一本釣漁業（するめいかの採捕を目的とするものを除く。以下「この漁法」という。）について、次のとおり指示する。

令和 6 年10月29日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

1 操業の禁止

この漁法において、次に掲げる操業をしてはならない。

(1) 総トン数 5 トン以上の船舶を使用する操業

(2) 次の表に掲げる明石礁及び大瀬の区域における 4 月10日から 7 月10日までの操業

区 域		各点の位置
明石礁	右欄に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ（世界測地系）北緯39度00.771分、東経139度43.379分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4762との交点
		ロ（世界測地系）北緯38度57.272分、東経139度42.998分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4768との交点
		ハ（世界測地系）北緯38度58.371分、東経139度38.398分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4756.7との交点
		ニ（世界測地系）北緯39度01.571分、東経139度40.198分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4754.5との交点
大瀬	右欄に掲げるホ、ヘ、ト、チ及び ホの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域	ホ（世界測地系）北緯38度39.273分、東経139度25.500分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4775との交点
		ヘ（世界測地系）北緯38度37.174分、東経139度23.100分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4775との交点
		ト（世界測地系）北緯38度37.873分、東経139度20.301分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4766.2との交点
		チ（世界測地系）北緯38度39.873分、東経139度22.400分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4765.8との交点

2 光力の制限

一の船舶がこの漁法に使用する集魚灯の消費電力合計の最高限度は、10キロワットとする。ただし、発光ダイオード式集魚灯（以下「LED灯」という。）を使用する場合における当該LED灯の消費電力は、当該LED灯の消費電力に 7 を乗じて得た数（単位はキロワットとし、1 未満の端数を生じたときは、1 に切り上げる。）とする。

3 有効期間

この指示の有効期間は、令和 7 年 1 月 1 日から同年12月31日までとする。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 6 年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノート型パソコン 456台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(630)2718

3 落札者を決定した日 令和 6 年 9 月12日

- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社メコム 山形市香澄町二丁目9番21号
- 5 落札金額 50,805,128円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和6年8月2日

令和7年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

令和6年10月29日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

1 山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

学 校 名	全 日 制 の 課 程			定時制の課程			特 記
	設 置 学 科	入学定員		設置学科	入学定員		
山形県立山形東高等学校	普通 探究 理数探究、国際 探究	160 80					一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
同 山形南高等学校	普通 理数	200 40					
同 山形西高等学校	普通	200					
同 山形北高等学校	普通 音楽	160 40					
同 山形工業高等学校	工業 機 械 技 術 電 気 電 子 情 報 技 術 建 築 土 木 ・ 化 学	40 40 40 40 40					
同 山形中央高等学校	普通 体育	160 80					
同 霞城学園高等学校				普通		午前 40 午後 40 夜 40	
同 上山明新館高等学校	普通 農業 商業 食 料 生 産 情 報 経 営	160 40 40					
同 天童高等学校	総合	120					
同 山辺高等学校	家庭 食 物 福 祉 看護 看 護	40 40 40					
同 寒河江高等学校	普通	200					普通科一般コース 160名、普通科探究 コース40名をそれぞれ募集する。
同 寒河江工業高等学校	工業 メカニカルエン ジニア	40					

		ロボットエンジニア	40				
		ITエンジニア	40				
同	谷地高等学校	普通	80				
同	左沢高等学校	総合	40				
同	村山産業高等学校	農業	農業経営	40			
			みどり活用	40			
		工業	機械	40			
			電子情報	40			
		商業	流通ビジネス	40			
同	東桜学館高等学校	普通	200				入学定員に併設型 中学校からの入学者 数も含む。
同	北村山高等学校	総合	120				
同	新庄北高等学校	普通	160	普通		夜 40	普通科一般コース 120名、普通科探究 コース40名をそれぞ れ募集する。
	最上校	普通	40				
同	新庄南高等学校	普通	80				
	金山校	普通	40				
同	新庄神室産業高等学校	農業	食料生産	40			
			農産活用	40			
		工業	機械電気	40			
			環境デザイン	40			
		商業	ビジネス創造	40			
	真室川校	普通	40				
同	米沢興譲館高等学校	普通 探究	120 80				一般入学者選抜に おいて、理数探究科 と国際探究科をあわ せて、探究科として 募集する。
同	米沢東高等学校	普通	160				
同	米沢鶴城高等学校	工業	機械加工	40	総合		全日制の課程にお いて、機械加工科と 機械制御科、建築科 と環境工学科、総合 ビジネス科と会計情 報科は、それぞれま とめて募集する。
			機械制御	40		夜 40	
			電気情報	40			
			建築	40			
			環境工学	40			
		商業	総合ビジネス	40			
			会計情報	40			
同	置賜農業高等学校	農業	食料生産経営	40			
			農業資源活用	40			
同	南陽高等学校	普通	160				
同	高畠高等学校	総合	80				
同	長井高等学校	普通	200				普通科一般コース 160名、普通科探究 コース40名をそれぞ れ募集する。
同	長井工業高等学校	工業	機械	40			

		電 子 福 祉 環 境	40 40				
同 荒 砥 高 等 学 校	総合		40				
同 小 国 高 等 学 校	普通		40				
同 致 道 館 高 等 学 校	普通 理数		200 80				
同 鶴 岡 工 業 高 等 学 校	工業	機 械 電 気 電 子 情 報 通 信 建 築 環 境 化 学	40 40 40 40 40				
同 鶴 岡 中 央 高 等 学 校	普通 総合		120 120				
同 加 茂 水 産 高 等 学 校	水産	水 産	40				
同 庄 内 農 業 高 等 学 校	農業	食 料 生 産 食 品 科 学	40 40				
同 庄 内 総 合 高 等 学 校	総合		80	総合		昼 40	
同 酒 田 東 高 等 学 校	普通 探究	理数探究、国際 探究	120 80				一般入学者選抜に おいて、理数探究科 と国際探究科をあわ せて、探究科として 募集する。
同 酒 田 西 高 等 学 校	普通		120	普通		昼 40	
同 酒 田 光 陵 高 等 学 校	普通 工業 商業 情報	機 械 制 御 電 気 電 子 環 境 技 術 ビ ジ ネ ス 流 通 ビ ジ ネ ス 会 計	80 40 40 40 40 40				
同 遊 佐 高 等 学 校	総合		40				
合 計			6280			280	

※山形東高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校の「探究科」は、理数に関する学科である理数探究科と国際関係に関する学科である国際探究科を合わせて募集する場合の総称として記載しています。

2 山形県立高等学校通信制の課程

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立霞城学園高等学校	普 通	120
	服 飾	40
同 庄 内 総 合 高 等 学 校	普 通	80

3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山 形 盲 学 校	県 下 一 円	普 通	若干名
		保健医療	若干名
同 山 形 聾 学 校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 山 形 養 護 学 校	県 下 一 円	普 通	14

同 米 沢 養 護 学 校	【総合コース】米沢市、南陽市、高畠町、川西町 【就労コース】米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	22
同 米 沢 養 護 学 校 西 置 賜 校	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	11
同 ゆきわり養護学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 鶴 岡 養 護 学 校	鶴岡市、庄内町、三川町	普 通	14
同 酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普 通	14
同 新 庄 養 護 学 校	【総合コース】新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村 【就労コース】総合コース同様	普 通	22
同 村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校	村山市、天童市、東根市、尾花沢市、大石田町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校 大 江 校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町	普 通	11
同 上山高等養護学校	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町	普 通	24
同 鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町	普 通	16

（注）受入れ区域について特別な事情がある場合には、県教育委員会が調整する。

4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立山 辺 高 等 学 校	看 護	40

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山 形 盲 学 校	県 下 一 円	理 療	若干名
同 山 形 聾 学 校	県 下 一 円	商業技術 生産技術	若干名 若干名

別記1

令和7年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

推薦入学を志願することができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 令和7年3月に県内の中学校、これに準ずる県内の学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者

イ 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確かつ適切であること。

ロ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。

ハ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。

- ニ 体育科については、得意運動種目を有すること。
- ホ 音楽科については、得意領域（声楽、器楽）を有すること。

(2) 合格した場合は、入学が確約できる者

2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 対象学科・募集人員

別に定める。

4 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 出願に必要な書類

イ 共通に必要な書類

- (イ) 推薦入学願書
- (ロ) 自己推薦書
- (ハ) 調査書

ロ 個別に必要な書類

- (イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、令和7年1月20日（月）から同月24日（金）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要な応じて実施される適性検査、作文・実技検査、基礎学力検査等の結果を各高等学校で定めた選抜規準に照らし行う。

(1) 面接、適性検査及び作文・実技検査、基礎学力検査等は、令和7年2月3日（月）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査、基礎学力検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、選抜結果について令和7年2月10日（月）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、令和7年3月17日（月）に行う。

第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、令和7年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立新庄南高等学校金山校及び県立小国高等学校）

3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、令和7年1月20日（月）から同月24日（金）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

(1) 面接は、令和7年2月3日（月）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 志願先高等学校長は、選抜結果について令和7年2月10日（月）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、令和7年3月17日（月）に行う。

第3 前期（特色）選抜

1 志願資格

前期（特色）選抜を志願することができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 令和7年3月に県内の中学校、これに準ずる県内の学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、当該高等学校が別に定める出願要件を満たしている者

(2) 合格した場合は、入学が確約できる者

2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 対象学科・募集人員

別に定める。

4 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 出願に必要な書類

イ 共通に必要な書類

(イ) 前期（特色）選抜入学願書

(ロ) 調査書

ロ 個別に必要な書類

(イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、令和7年1月20日（月）から同月24日（金）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書、検査の結果を総合して行う。

(1) 検査等は、令和7年2月3日（月）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 志願先高等学校長は、選抜結果について令和7年2月10日（月）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、令和7年3月17日（月）に行う。

第4 一般入学者選抜

1 志願資格

一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 令和7年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下第3において「中学校」という。）を修了（以下第3において「卒業」という。）する見込みの者で、令和7年度推薦入学者選抜、中高一貫における連携型入学者選抜又は前期（特色）選抜において合格内定していない者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

イ 一般入学願書

ロ 調査書

(2) 個別に必要な書類

イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

ロ 学区外高等学校志願許可書

県教育委員会に「学区外高等学校志願許可願」を提出し許可を受けたとき。

ハ 県外志願者受入れ校への届出書及び当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書

「県外志願者受入れ制度」により、山形県外からの志願者受入れを認められている高等学校に、県外から志願するとき。

ニ 推薦入学者選抜受検票、連携型入学者選抜受検票又は前期（特色）選抜受検票

推薦入学者選抜、連携型入学者選抜又は前期（特色）選抜に漏れた者が、同一高等学校に志願するとき。

ホ 推薦入学者選抜願書の写し、連携型入学者選抜願書の写し又は前期（特色）選抜入学願書の写し

推薦入学者選抜、連携型入学者選抜又は前期（特色）選抜に漏れた者が、他の高等学校に志願するとき。

へ 在籍高等学校長の志願承諾書

高等学校に在籍のまま志願するとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、令和7年2月17日（月）から同月21日（金）正午までの間、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

(1) 本検査

イ 学力検査は、令和7年3月7日（金）に志願先高等学校で受検するものとする。

ロ 適性検査は、令和7年3月8日（土）に志願先高等学校で行うものとする。

(2) 追検査

イ 学力検査は、令和7年3月12日（水）に志願先高等学校で受検するものとする。

ロ 適性検査は、令和7年3月13日（木）に志願先高等学校で行うものとする。

合格者の発表は、令和7年3月17日（月）に受検番号のWebへの公開及び志願先高等学校における掲示によって行う。

第5 定時制の課程における成人の志願者の選抜

1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第4 一般入学者選抜 1 志願資格」に該当し、令和7年4月1日現在で18歳以上の者とする。

2 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 一般入学願書

(2) 出身中学校の卒業証明書

(3) 提出期間

一般入学願書及び卒業証明書は、令和7年2月17日（月）から同月21日（金）正午までの間に、志願者が志願先高等学校長に提出する。

3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

(1) 作文及び面接は、令和7年3月7日（金）に行う。

(2) 合格者の発表は、令和7年3月17日（月）に受検番号のWebへの公開及び志願先高等学校における掲示によって行う。

第6 注意事項

1 入学願書には、入学者選抜手数料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。

2 国立諸学校に合格し、入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。

3 この要項に定めるもののほか、細部については、令和7年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

別記2

令和7年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和7年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記2において「中学校」という。）を修了（以下別記2において「卒業」という。）する見込みの者

- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者。ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の令和 7 年度入学予定者に限る。
- 2 募集区域
県下一円
- 3 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 入学願書
学校所定のものに入学者選抜手数料として300円の山形県収入証紙を貼り、消印しないこと。
 - (2) 調査書
全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、成人の志願者（令和 7 年 4 月 1 日現在で18歳以上の者）については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。
 - (3) 提出期間
令和 7 年 3 月 3 日（月）から同月24日（月）午後 4 時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。
- 4 選考及び合格者の発表
入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。
 - (1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。
 - (2) 合格者の発表は、令和 7 年 3 月28日（金）までに行う。3 (3)に掲げる期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。
- 5 その他
 - (1) 細部については、令和 7 年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。
 - (2) 出願に必要な書類の提出先は、当該高等学校の募集要項による。

別記 3

令和 7 年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

- 1 志願資格
次の各号の要件を満たす者とする。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 令和 7 年 3 月に中学校、特別支援学校の中学部又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記 3 において「中学校」という。）を修了（以下別記 3 において「卒業」という。）する見込みの者
 - ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者
 - ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第 1 条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者
 - ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
 - (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の 3 に該当すること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校及び新庄養護学校高等部就労コース、米沢養護学校高等部就労コースにおいては、知的発達^{てんた}の遅滞があり、就労を目指す教育課程を履修できる者とする。
- 2 入学者の募集
入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。
- 3 入学志願及び調査書等の提出
 - (1) 入学志願は 1 人 1 校とする。
 - (2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校及び特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。
 - (3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

5 選考方法

(1) 本検査

イ 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

ロ 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

ハ 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

(2) 追検査

追検査の内容は本検査の内容から各校の校長が定める。

6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行う。志願者の在籍又は出身学校長に通知するとともに、志願者に選考結果を通知する。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

別記 4

令和 7 年度山形県立山辺高等学校専攻科（看護）入学志願要項

1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を令和 7 年 3 月卒業見込みの者とする。

ただし、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（別表三の三）のうち、高等学校で修得すべき専門基礎分野・専門分野の教育内容をすべて修得見込みであること。

2 出願期間

令和 7 年 1 月17 日（金）から同月23 日（木）正午まで

3 提出書類

学校所定の入学願書

入学者選拔手数料は要しない。

4 選抜

志願資格にある教育内容の修得認定および、卒業の判定をもって行う。

5 合格発表

令和 7 年 2 月14 日（金）正午予定

6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

別記 5

令和 7 年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 高等学校又は特別支援学校の高等部を令和 7 年 3 月卒業見込みの者

ロ 高等学校又は特別支援学校の高等部を卒業した者

ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第 1 条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者

ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 学校教育法施行令第22条の 3 に該当する者であること。

2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

3 入学願書及び調査書等の提出

(1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校、高等学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消

しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

(2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。

4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

5 選考方法

(1) 本検査

イ 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

ロ 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果等により、総合的に検討し、入学者を判定する。

ハ 学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び関係特別支援学校（視覚障がい又は聴覚障がい）の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。

(2) 追検査

追検査の内容は本検査の内容から各校の校長が定める。

6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年10月29日

山形県立中央病院長 鈴木 克 典

1 落札に係る物品等の名称及び数量

放射線治療計画装置 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地
電話番号023(685)2623

3 落札者を決定した日 令和6年9月27日

4 落札者の名称及び所在地

アジア株式会社 山形市あこや町一丁目5番10号

5 落札金額 98,890,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和6年8月16日

令和 6 年10月29日印刷
令和 6 年10月29日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県